

藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

2025年（令和7年）2月13日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年藤沢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（藤沢市介護保険条例（平成12年藤沢市条例第56号）第18条に定める藤沢市介護保険運営協議会（以下単に「運営協議会」という。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は原則として次のとおりとする。

第2条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に、「藤沢市地域包括支援センター運営協議会」を「運営協議会」に改め、同項の表中「前項」を「第1項」

に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

第3条第1項中「前条第2項」を「前条第3項」に改め、同条第2項中「藤沢市地域包括支援センター運営協議会」を「運営協議会」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、介護保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。